

2月7日は北方領土の日です

北方領土問題に対する国民の関心と理解をさらに深め、全国的な北方領土返還要求運動の一層の推進をはかるため、昭和56年に政府は2月7日を「北方領土の日」とすることを決定しました。

道では、2月7日の北方領土の日を中心とする1月21日から2月20日を「北方領土の日」特別啓発期間として定めています。北方領土署名コーナ―を町民センターに設けていますので、町民の皆様のご協力をお願いします。

お問い合わせ先

総務課総務グループ

電話0165 26 9021



剣淵町不妊治療費

助成事業について

剣淵町では一般不妊治療（タイミング法・人工授精）および特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けている方に、費用の一部を助成します。

対象者

不妊症と診断されその治療を受けている方で、

夫婦いずれも町内に住所を有している方

法律上の婚姻をしている方

北海道が指定した医療機関で治療した方

夫婦いずれも町税及び使用料等の滞納のない方

助成金額

【一般不妊治療】

・治療を受けた年度ごとに、10万円を上限に助成します。通算5年間を期限とします。

【特定不妊治療】

・1回の治療につき15万円を上限に助成します。助成回数は、妻の治療開始時の年齢が40歳未満である時は通算6回まで、40歳以上43歳未満である時は通算3回までです。

・特定不妊治療のうち、男性不妊

治療は上記のほか1回15万円を上限に助成します。

・「北海道特定不妊治療費助成事業」の助成対象者は、助成額を差し引いた額のうち15万円を上限として助成します。

(注)平成29年4月以降の特定不妊治療実施分が対象になります。

申請に必要な書類は各々異なる場合がありますので、健康福祉課保健グループにお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

健康福祉課保健グループ

電話0165 34 3955



子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の一時中止について

接種を検討中、または既に開始されている方は有効性とリスクを理解し判断を！

子宮頸がん予防ワクチン（HPV感染症）の接種を積極的にはお勧めしていません。

平成25年6月14日に厚生労働省から、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛（いたみ）が子宮頸がん予防ワクチンの接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとの勧告がされました。

・現在、子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にはお勧めしていません。

・ただし、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種を中止するものではありませんので、接種を希望する方は、定期接種として無料で接種を受けることができます。接種を希望する方は、ワクチンの有効性と接種による副反応が起こるリスクを十分に理解した上で受けるようにしてください。



(厚生労働省のリーフレットをご覧ください。)

・厚生労働省のリーフレットは、下記のPDFファイルをダウンロードすることで見られます。
『厚生労働省 子宮頸がん』で検索してください。

・御不明な点がありましたら健康福祉課保健グループにお問合せください。

お問い合わせ先
健康福祉課保健グループ
電話 0165 34 3955

自動車税の住所変更を

お忘れなく

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。
【自動車税の住所変更が必要なとき】

引越して住所が変わったときなどは運輸局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸局で登録手続きが必要です。

住所が変わったとき(変更登録)
自動車を買ったとき(移転登録)

自動車を使用しなくなった時
(抹消登録)

平成31年度の自動車税納税通知書を確認にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。
【自動車税の変更登録が間に合わないとき】

名寄道税事務居にご連絡いただくか、道税のホームページから自動車税の住所変更手続きが可能です。

お問い合わせ
名寄道税事務所
電話 01654 2 4148

働き方改革関連法のお知らせ

厚生労働省では、2019年4月1日から施行される働き方改革関連法案に対応した36(サブロク)協定などリーフレットを作成しました。詳しくは厚生労働省又は北海道労働局ホームページをご覧ください。

また、各労働基準監督署内にあります労働時間相談・支援コーナーで働き方改革への取組をはじめとした相談を受けていますので、ご利用ください。

【リーフレット掲載欄】

・厚生労働省ホームページ内
『働き方改革』の実現に向けて』
・北海道労働局ホームページ内
『働き方改革』
お問い合わせ

町づくり観光課
企画商工観光グループ
電話 0165 34 2121

石綿による疾病の

補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付や石綿による健康被害の給付金や石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸つてから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性があります。ですので、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

お問い合わせ先
北海道労働局基準部労災補償課
電話 011 709 2311

士別警察署かわら版

110番通報の

適切な利用を！

冬道における交通事故防止
ストップ・ザ・交通事故

「めざせ 安全で安心な北海道」
・余裕を持った運転を

冬道は天候状況や積雪による渋滞が発生するなど到着するまでに時間がかかります。目的地までの天候や道路状況を事前に把握して、時間に余裕を持って出発しましょう。

・スピードダウンと慎重な運転を
冬道では、スリップによる正面衝突の死亡事故が多発しています。スピードダウンと路面状況にあわせた慎重な運転を心がけましょう。
・「急」のつく運転操作は危険
急発進、急加速、急ハンドル、急ブレーキといった「急」のつく運転操作はスリップにつながり大変危険ですのでやめましょう。
・交差点に注意

雪山で見通しが悪い交差点などでは、「車が来ているかもしれない」、「歩行者が横断しているかもしれない」と危険を予測して、徐行と安全確認を徹底しましょう。

・悪天候に注意

吹雪や大雪など悪天候時の運転は、吹きだまりや視界不良による立ち往生等の危険が伴いますので、不要な外出は控えましょう。やむを得ず車で外出するときは、事前に道路状況を確認して、防寒具やスコップ等を準備しましょう。
あなたを守る

サイバーセキュリティ

「ランサムウェア」をはじめとした不正プログラムの蔓延、不正アクセス事案やオンラインショップ詐欺等、国民生活を脅かすサイバー犯罪の危険性が社会全体で大きく取り上げられています。サイバー犯罪の被害に遭わないように「パソコンやスマホにウイルス対策ソフトをインストールする」、「身に覚えのないメールの添付ファイルやURLは開かない」、「オンラインショップでの買い物では、そのサイトが本物かどうかよく確認する」など注意してインターネットを安全に利用しましょう。

お問い合わせ先
士別警察署

電話 0165 23 0110



気象台一口メモ

冬の気温 体感温度

1年を通じてこの時期の気温は最も寒くなり、冬の気圧配置や低気圧で風速も強い時期となります。

普段、生活の中での気温、いわゆる体感気温は気象台の発表と感覚が大きく変わる場合があり、体感気温に影響する大きな要素は風速です。

単純に言うと風速1メートルにつき気温が1度下がる感覚になり、気温が0度でも10メートルの風のもとでは、体感温度はマイナス10度、ということになります。

風を予想する場合、気象関係者のあいだでは、「7.5・3」ルールというのがあります。

これは、天気図で北海道付近に等圧線が3本かかると注意報クラス、5本だと暴風警報クラス、7本だと危険な状態、というものです。

これを気温に換算すると、等圧線1本について体感温度が2〜3度下がる目安になりますから、参考にしてください。

また、風が弱くても朝方に晴れると、地上の熱が奪われる「放射冷却現象」により、極端に気温が低くなりますので、水道凍結などの思わぬ事態となることがあります。

天気予報や気象台の情報を利用して、実際の気温や体感温度などを考慮した生活を送ってください。

お問い合わせ先
旭川地方気象台

電話 0166 32 7102
ホームページについては、旭川地方気象台で検索してください。

